

番 号 : 150824

国 名 : インドネシア

担当部署 : 人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

案件名 : 社会保障制度強化プロジェクト (年金制度の普及啓発)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 年金制度の普及啓発
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年10月下旬から2016年1月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.75M/M、現地 0.67M/M、合計 1.42M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	20日	8日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月14日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	年金制度および社会保障制度に係る各種業務
対象国/類似地域	インドネシア/全世界(本邦含む。)
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

## 6. 業務の背景

インドネシアにおいては、社会保障制度の一元化が進められており、無保険者が多い同国において、すべての国民に最低限の生活を送ることができるようにすることを目的として、2004年10月に「国家社会保障制度に関する法律2004年40号」(SJSN法: National Social Security System Law)が制定された。SJSN法は、社会保障プログラムとして5つのプログラム(医療給付、労災給付、老齢給付、年金、死亡保障)の実施について規定している。SJSN法のもと、2011年11月に、社会保障実施機関(BPJS: Social Security and Administrating Bodies)の設立についての法案が成立し<sup>1</sup>、2014年1月1日、5つのプログラムのうち医療給付を一元的に運営するBPJS Healthが発足し、新制度の運用が始まったとともに、その他4つのプログラム(労災給付、老齢給付、年金、死亡保障)についてはBPJS Employmentが設立され、2015年7月1日より新制度の運用が開始された。

具体的には、医療給付に関しては、現在個別の公的医療保障でカバーされている人々(公務員及び軍人、民間企業被用者、貧困者)を新制度に移行させ、その後強制適用の範囲を徐々に広げ、2019年1月1日までに全人口をカバーすることを目指している。その他4つのプログラム(労災給付、老齢給付、年金、死亡保障)についても、第一段階としてフォーマルセクター被用者(公務員、民間企業)への適用拡大、さらには現在ほとんど適用されていないインフォーマルセクター(農業従事者、個人事業主など)にも適用を拡充していくことを目指している。

これらの背景から、インドネシア政府は、同国で新たに導入・拡大する社会保障プログラムの円滑な適用・運用に向け、我が国の知見を共有する技術協力を要請し、当機構は2014年5月から2017年5月までの3年間の予定で、国家開発企画庁(BAPPENAS: Indonesian National Development Agency)をカウンターパート(C/P)機関として、技術協力プロジェクト「社会保障制度強化プロジェクト(Project for Strengthening Social Security System)」(以下、「本プロジェクト」)を実施している。

本プロジェクトでは「日本の社会保障制度構築の経験に関する情報提供を通じ、インドネシアで新たに導入する公的医療保障制度等の社会保障制度の円滑な適用・運用に向け、関連行政官が適切な知見を得る」ことを目的に、日本の公的医療保険、被用者社会保険に関する本邦研修(各年1回程度)や、年金制度に関する現地セミナー(日本の有識者を派遣し、日本の年金制度成立の背景、その後の改正の歴史等について情報共有)等を実施してきた。なお、本プロジェクトが協力対象とする5つの社会保障プログラムは関係省庁が複数に分かれることから、BAPPENASをC/P機関としつつも、保健省や労働省、BPJS等の関係省・機関にも協力を行っている。

今般、インドネシア側より、今後の年金制度の適用拡大に際し、関係機関に対し、年金制度に関する情報共有・啓発のための一連のセミナーを開催するにあたって、日本から短期専門家の派遣が要請された。セミナーはインドネシア労働省の主催により5つの都市(候補地: ジャカルタ、パレンバン、ジョグジャカルタ、バンジャルマシム、バリ)において開催される予定であり、セミナー対象者(参加者)は中央及び地方の労働省関係者、BPJS関係者、年金事務所関係者、研究者、報道関係者等が想定されている。

## 7. 業務の内容

本業務は、インドネシア労働省が主催する年金制度に関する情報共有・普及啓発セミナーにおいて、別途JICAより派遣される予定の年金分野の有識者(年金制度、制度設立から現在までの変遷について講義予定)とともに、日本の年金制度に関する発表(テーマ案: 年金制度実務の内容、年金制度実務実施機関の役割、制度の周知・普及啓発、等)発表を行う。また、インドネシア側関係者との質疑応答、意見交換を通じて、今後同国における年金制度の実施・適用拡大において、有益となる日本の知見の抽出を行い、本プロジェクトに対して協力内容の提案を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### (1) 国内準備期間(2015年11月上旬)

- ①プロジェクト関係資料(運営指導調査報告、本邦研修実施報告等)を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ②JICA人間開発部、JICAインドネシア事務所と相談し、別途JICAが派遣する予定の有識者との役割分担を勘案の上、インドネシア労働省が主催する年金制度に関する情報共有・普及啓発セミナーでの

<sup>1</sup> 「アジア地域社会保障セクター基礎情報収集・確認調査報告書各国編(平成24年7月)」第II章インドネシア

発表内容を確定する。

- ③セミナーでの発表内容を準備する。(なお、セミナーでの発表は、日本語⇄インドネシア語の逐次通訳となる予定。ただし、発表原稿は英文で準備する。)
- ④今後インドネシアにおける年金制度の実施・適用拡大において有益となる日本の知見の抽出を行うための、質問・確認事項を準備する。
- ⑤現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン(和文、英文)に取りまとめ、JICA人間開発部に提出する。

(2) 現地派遣期間(2015年11月中旬～2015年12月上旬)

- ①ワークプランに基づき、JICAインドネシア事務所と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ②インドネシア労働省が主催する年金制度に関する情報共有・普及啓発セミナーにおいて担当分野について発表する。
- ③同セミナーにおいて日本の制度についての質疑応答、追加情報提供依頼等があった場合には、JICAが別途派遣する予定の有識者と協力しつつ、対応する。
- ④労働省、BPJSをはじめとする年金分野関係機関と、今後インドネシアにおける年金制度の実施・適用拡大において有益となる日本の知見について情報・意見交換を行う。
- ⑤現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICAインドネシア事務所に提出する。

(3) 帰国後整理期間(2015年12月上旬～下旬)

- ①専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA人間開発部に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(英文4部: JICA人間開発部、JICAインドネシア事務所、C/P 機関、関係機関)  
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(英文4部: JICA人間開発部、JICAインドネシア事務所、C/P機関、関係機関)  
記載項目は以下のとおり。
  - ①業務の具体的内容
  - ②業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部: JICA人間開発部)  
記載項目は以下のとおり。
  - ①業務の具体的内容
  - ②業務の達成状況
  - ③業務実施上遭遇した課題とその対処
  - ④今後インドネシアにおける年金制度の実施・適用拡大において有益となる日本の知見
  - ⑤プロジェクト実施上での残された課題
  - ⑥その他

セミナーで使用した資料等があれば参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地派遣期間は2015年11月15日～12月4日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

#### ②現地での業務体制

本プロジェクトには長期専門家は派遣されていませんが、現地にて、別途JICAより派遣される予定の年金制度に関する有識者と部分的に合流頂く予定です。有識者との連携・役割分担の方法については、JICA人間開発部より追ってご連絡します。

#### ③便宜供与内容

JICAインドネシア事務所または/及びC/P機関による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

あり

オ) 現地日程のアレンジ

あり

カ) 執務スペースの提供

なし

### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・プロジェクト概要

(<http://gweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/7e34b22c1c0f7c9049257c900079de99?OpenDocument>)

・インドネシア社会保障の概況（「アジア地域社会保障セクター基礎情報収集・確認調査報告書 各国編（平成24年7月）」第II章インドネシア参照）

([http://libopac.jica.go.jp/images/report/12079950\\_01.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/12079950_01.pdf))

②本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部社会保障チーム（TEL:03-5226-8352）にて配布します。

・運営指導調査（年金分野）出張報告

### (3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。②インドネシア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICAインドネシア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

②業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

③上記6.～8.に記載のセミナーについては、インドネシア側関係者の事情により、実施回数の減少、実施場所、方法等の変更が生じる可能性があります。その場合には、業務の内容やM/Mの変更を行うこととします。

以上